

八王子市告示第24号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

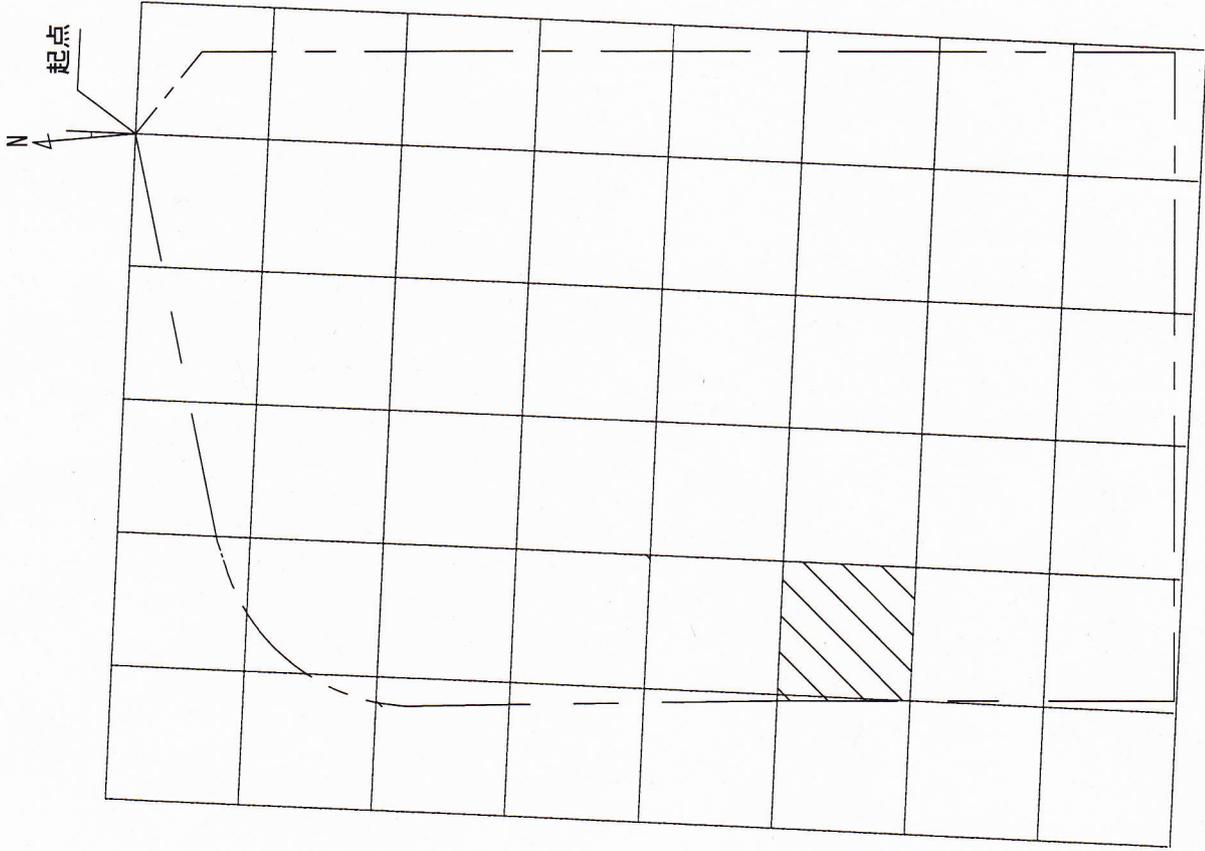
平成26年 2月27日

八王子市長 石森 孝志

記

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（八王子市美山町 2161 番地 3 の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

<問合せ先>
環境部環境保全課



【起点】

起点は、八王子市美山町2161-3

【格子の回転角度】 7.40°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

【凡例】

-  形質変更所要届出区域
-  筆境界
-  単位区画